

あさの け ちゅう たけい  
安芸国広島浅野家家中 武井家文書 仮目録

( 請求記号 199907 )

平成 19 年( 2007 )7 月

広島県立文書館

凡 例

- 1 本目録には，安芸国広島浅野家家中 武井家文書を掲載した。
- 2 目録の各項目は以下のとおり。

請求番号 本文書群の群番号( 199907 )と，この項目の記号  
を組み合わせたものが請求記号になる。

【例】 4/1 199907/4/1

表 題 資料に原表題のあるものはそのまま採り，ないものは適宜付与し〔 〕書きで表記した。内容等で補記すべきものがあれば( )で補った。

年 代 資料表題に記された作成年月日を採用した。

作 成 資料に授受関係のあるものは で結んで表記した。

形 態 資料の形態を記した。(美)は美濃判，(半)は半紙判，(罫)は罫紙，(奉)は奉書紙を，(色美)は広島藩で公用紙として使われていた赤色美濃紙を，それぞれ表わす。また，必要に応じて印字の形態/手法を( )で補記した。

数 量 資料の点数を記した。

- 3 文書の排列は請求記号順とした。
- 4 利用の参考のため，本文書群の概要を冒頭に付した。
- 5 本目録で使用している日本語文字のうち，JIS 規格( JIS X 0208, 1997 )に含まれないものは，*ㇿ*(より)である。  
これは，画像として挿入するなど，特別な方法で表示を実現した  
ものなので，文字として検索すること，および，テキストとして  
抽出することはできない。  
本ファイルの利用にあたっては，その点に留意されたい。

## 【文書群概要】

あきのくに ひろしまあさの け ちゆう たけい  
安芸国広島浅野家家中 武井家文書 (請求記号 199907)

広島藩士武井家に伝来した武家文書。

出 所 武井家

出所地名 安芸国広島城下 / 広島市南町 / 広島市中区 [ 現在地名 ]

分 量 91点 ( 5冊 , 6綴 , 66通 , 12枚 , 1部 , 1包 ) / データ数104件

収蔵までの経緯 平成11年 ( 1999 ) 9月24日に原蔵者より寄託。

年 代 正徳6年 ( 1716 ) ~ 明治31年 ( 1898 )

歴 史 武井氏は、本国近江で、寛永2年 ( 1625 ) に武井久之丞好晴が浅野長晟に仕え、浅野家家臣となった。以後、好晴 忠晴 知晴 忠晴 晴智 晴雄 晴道 晴興 忠晴 晴澄 勝之助と続き、晴澄 ( 雄三郎 , 快焉 , 澄 , 準一 ) のとき、廃藩置県に至る。

内 容 本文書群に含まれる文書は、①系図類、②武井每登忠晴 ( 晴澄の先代 ) が作成収受した文書類、③武井雄三郎 ( 晴澄 ) が収受した文書 ( 廃藩以前の役目関係の用状類 )、④武井勝之助が作成収受した家禄奉還関係文書 ( 明治期 )、に大別される。①③④が大半を占め、②はごく少ない。

検索手段 「広島県立文書館収蔵文書仮目録」

( 2000.3.15 記述 / 長沢 洋 )

番号	表 題	年 代	作 成	形態・数量
1	十一代武井快焉・十二代武井勝之助系 (明治13頃カ) 図 快焉・勝之助両人の事跡を記録したもの。万年筆で書込あり。			縦継紙(美)・1通
2	〔武井家系図忠晴子孫部分〕 (明治13頃カ) 万年筆・フェルトペンで書込あり。セロハンテープで補修あり。			縦継紙(美)・1通
3	〔剥離貼紙〕 もと系図に貼られていたものか。			一紙・1枚
4	〔禄奉還之儀二付願等綴〕 明治 7. 4~11は,もとクラフト紙の封筒に入れられる。封筒の表題「武井家家禄および家禄返還関係文書」			綴・1綴(3通)
4/1	○広島県権参事通知書(願書返却の旨)	明治 7.10. 2	広島県権令伊達宗興代理広島県権参事白濱貫禮	一紙(彫/摺)・(1通)
4/2	○禄奉還之儀二付願控(禄奉還資金未下付につき禄税差出したき旨)	明治 7. 9.13	第一大区一小区南町一丁目武井勝之助・小組月番山瀬信寶・大組惣代植木三十郎 広島県権参事白濱貫禮殿	縦紙(美)・(1通)
4/2	○禄奉還之儀二付願(禄奉還資金未下付につき禄税差出したき旨) 4/1と「庶務課印」の割印あり。以前に他の綴り方をされていた穴あり。	明治 7. 9.13	第一大区一小区南町一丁目武井勝之助・小組月番山瀬信寶・大組惣代植木三十郎 広島県権参事白濱貫禮殿	縦紙(美)・(1通)
5	〔家禄奉還につき先書取消願等綴〕 明治 7.10.			綴・1綴(2通)
5/1	○広島県権参事通知書(書面内務省へ申建の旨)	明治 7.10. 9	広島県権令伊達宗興代理広島県権参事白濱貫禮	一紙(野口手書/墨書)・(1通)
5/2	○家禄奉還之義二付先書御取消願	明治 7.10. 3	第一大区一小区南町一丁目武井勝之助・小組月番山瀬信寶・総代植木三十郎 広島県権参事白濱貫禮殿	縦紙(美)・(手書/墨書)・(1通)
6	〔公債証書買上願等綴〕 明治 8.			綴・1綴(1冊3通)
6/1	○広島県権令通知書(書面聞届の旨)	明治 8.12.	広島県権令藤井勉三	一紙(野口手書/墨書)・(1通)
6/2	○公債証書御買上ヶ之儀御取消願	明治 8.12. 5(申請日付)/明治 8.12. 8(奥書日付)	第一大区一小区南町一丁目武井勝之助・親類三好清人・戸長川本如一 奥書 区長植田吉輔 広島県権令藤井勉三殿	仮堅紙(半)・(1冊)
6/3	○公債証書御買揚願	明治 8. 7.17	第一大区一小区南町壱丁目武井勝之助・小組月番海見りよ・総代植木三十郎 広島県権参事白濱貫禮殿	縦紙(半)・(1通)
6/4	○公債証書御買揚願控	明治 8. 7.17	第一大区一小区南町壱丁目武井勝之助・小組月番海見りよ・総代植木三十郎 広島県権参事白濱貫禮殿	縦紙(半)・(1通)
7	〔家禄奉還願等綴〕 明治 8.			綴・1綴(3通)
7/1	○広島県権参事通知書(家禄奉還願聞届の旨)	明治 8. 7.28	広島県権令藤井勉三代理広島県権参事白濱貫禮	一紙(野口彫/摺)・(1通)
7/2	○家禄奉還願	明治 8. 6.30	第一大区一小区南町一丁目武井勝之助・小組月番山瀬信寶・総代植木三十郎 広島県権参事白濱貫禮殿	縦紙(半)・(1通)
7/2-1	○法方書 7/2の添付書類。	明治 8. 6.30	武井勝之助	縦紙(半)・(1通)
8	〔家禄遅延の見込につき調査指令書〕 広島県の野紙を使用。綴り穴あり。	明治 7. 9.		一紙(野口手書/墨書)・1通
9	広島県権令通知書(家禄奉還の儀再願聞届)	明治 7.11. 7	広島県権令伊達宗興 第一大区南町一丁目武井勝之助	一紙(野口手書/墨書)・1通

番号	表 題	年 代	作 成	形態・数量
10	〔家禄奉還下賜資金不足額請求上申書等控〕 含まれる控は、大蔵大臣宛の請求上申書、理由書、広島市長宛の進達願。	明治 31.11.12	武井勝之助	仮紙(封)・1冊
11	〔家禄奉還願等綴〕	明治 8. 2.		綴・1綴(3通)
11/1	○広島県権参事通知書(家禄奉還聞届の旨)	明治 8. 2.27	広島県権参事白濱貫禮	一紙(半〇彫/摺) (一部:手書/墨書) (1通)
11/2	○家禄奉還願	明治 8. 2.22	第一大区一小区南町壱丁目 武井勝之助・小組月番佐方 吉平・総代植木三十郎 広 島県権参事白濱貫禮殿	縦紙(半)・(1通)
11/2-1	○趣法書 11/2の添付書類。		武井勝之助	縦紙(半)・(1通)
12	隠居願之事 願を承届の旨の貼り紙あり。また、この文書とは関係ないと思われる剥離した貼り紙と一緒に畳まれる。 12~47は、もとクラフト紙の封筒に入れられる。封筒の表書「11代快馬関係 幼名直太郎 茂登 雄三郎 実名 晴澄 澄キヨシ 通称 準一 源激」	(明治4)12. 3	武井準一 県庁御中	縦紙(美)・1通
13	包紙 表書に「御名書」とあり。対応する中身不明。			一紙(美)・1枚
14	〔剥離貼紙〕 武井晴澄の妻の法名・没年等を書きつけたもの。14~34は、もと輪ゴムで括られる。			小紙片・1枚
15	広島藩大参事通知書(屋敷替の旨)	(明治3)8.8	石井大参事・神田大参事 武井権少参事殿	切継紙(色美)・1通
16	岡田直之助用状(御自分城下へ差し戻しの旨及び交替勤番の件) 包紙あり。	(文久3カ)7.6	武井雄三郎殿	切継紙(色美)・1通
17	〔剥離貼紙〕 もと系図に貼られていたもの。	元治元. 仲夏	十三世之孫雄三郎晴澄	小紙片・1枚
18	郡奉行用状(代官仰付につき誓詞の件)	(元治元)10.21	佐藤源右衛門・服部権右衛門 武井雄三郎様	切継紙(色美)・1通
19・20	〔系図用貼紙カ〕 2枚とも武井雄三郎の履歴を書きつけたもの。1枚は明治2年の大坂派遣、もう1枚は縁組許可の写し。			小紙片・2枚
21	〔羽織等目録〕 一部に照合用の合点あり。			切継紙(美)・1通
22	〔武井家先祖命日書付カ〕			切継紙(美)・1通
23	寺西雅楽用状(弟内蔵丞を為積篤之介の養子にした旨願のとおり仰出)	文久 3. 7.26	武井雄三郎殿	切継紙(美)・1通
24	寺西雅楽用状(御自分拙者組へ組入仰付の旨)	文久 3. 6.14	武井雄三郎殿	切紙(美)・1通
25	浅野空用状(跡目相続の御礼を御城へ差上べき旨)	安政 6. 4.28	武井雄三郎殿	切紙(美)・1通
26	浅野忠用状(明13日登城あるべし)	正.12	武井雄三郎殿	切継紙(色美)・1通
27	浅野助九郎用状(御自分拙者受引仰付の旨)	文久 3. 5.20	武井雄三郎殿	切継紙(美)・1通
28	浅野空用状(跡目相続御礼のため明後日登城あるべし)	安政 6. 7. 2	武井雄三郎殿	切紙(美)・1通
29	畠山尚衛用状(御自分拙者方加組除の旨)	文久 3.10.13	武井雄三郎殿	切継紙(美)・1通
30	寺西雅楽用状(御自分当分拙者支配仰付の旨)	文久 3. 5.27	武井雄三郎殿	切紙(美)・1通
31	浅野空用状(跡目相続の御礼披露遂げらるべし)	(安政6)5.朔	武井雄三郎殿	切継紙(美)・1通
32	畠山尚衛用状(御自分拙者加組入仰付の旨)	文久 3. 8.25	武井雄三郎殿	切紙(美)・1通

番号	表 題	年 代	作 成	形態・数量
33	用人用状( 早々御城下へ罷出られたし)	9. 8	桜井與四郎外 5 名 武井雄三郎殿	切継紙(色美)・1通
34	〔 壱番番割表 〕			一紙・1枚
35	〔 武井快焉家内書出 〕 35～39は、もと輪ゴムで括られる。	卯 8. 改	( 武井快焉 )	切紙(美)・1通
36	〔 武井激略歴書付 〕	辛未(明治4)6.	広島藩権少参事武井激	切継紙(美)・1通
37	〔 武井家本姓につき覚書 〕 端裏に「姓之事後年見合二記置 追而系図箱へ納メ可申也」とあり。	明治 3.11.	武井準一(源激)	切継紙(美)・1通
38	出頭命令書	明治 8. 9. 9	広島県 武井快焉	切紙(美)・1通
39	出頭命令書	明治 7.12.23	広島県 武井快焉	切継紙(美)・1通
40	〔 武井家先祖祭祀につき覚書 〕 包紙あり。包紙上書「壱通 武井 澄 謹誌」。40～47はもと輪ゴムで括られる。	明治 2. 7. 9	武井 澄	切継紙(美)・1通
41	石井正敏外用状( 明28日登城あるべし)	10.27	石井正敏・神田直養 武井澄殿	切継紙(色美)・1通
42	〔 剥離貼紙 〕			小紙片・1枚
43	浅野忠用状( 屋敷替の旨)	3. 3	武井澄殿	切継紙(色美)・1通
44	石井正敏外用状( 大坂派遣の旨)	( 明治 2 ヲ )12. 晦	石井正敏・神田直養 武井澄殿	切継紙(色美)・1通
45	〔 源澄姓名書付 〕			小紙片・1枚
46	〔 直晴以下実名通称書付 〕			切紙(美)・1通
47	広島藩大参事用状( 明15日登城あるべし ) ( 明治 3 )2.14 端裏貼紙に縁組許可を申し渡された旨を記す。		石井大参事・神田大参事 武井権少参事殿	切継紙(色美)・1通
48	生田筑後外用状( 誓詞仰付につき明13日筑後宅へ前書神文持参すべし ) 48～52は、もと輪ゴムで括られ、「10代 毎登忠晴」と書いた紙と一緒に挟む。	( 安政 4 )2.12	生田筑後・武田大炊・関蔵人・梶川角右衛門 武井毎登殿	切継紙(色美)・1通
49	〔 武井毎登親戚書出 〕 端裏に朱書で「扣へ」とあり。	4. 9	武井毎登	切継紙(美)・1通
50	用人用状( 明25日御屋形へ罷出べし ) ( 安政 3 )2.24 裏に追筆で「江戸ニ而安政三年新知拜領被仰付候節之奉書」とあり。紙の継ぎ目で用紙が異なる。		梶川角右衛門外 3 名 武井毎登殿	切継紙(色美)・1通
51	用人用状( 御加増拜領御礼のため来る28日登城あるべし)	正.25	藤田新五郎外 6 名 武井毎登殿	切継紙(色美)・1通
52	〔 武井毎登履歴書付 〕 文政13年の跡目相続から安政3年までを記したもの。			切継紙(美)・1通
53	〔 武井家歴代庶子女子姻戚関係等覚書 〕 53～65は、もと輪ゴムで括られ、「その他」と書いた紙と一緒に挟む。			切継紙(美)・1通
54	〔 武井家先祖法号調べ書 〕			切継紙(美)・1通
55	〔 武井家先祖名乗書出 〕	4.16		切紙(美)・1通
56	〔 武井家の姓について覚書下書 〕			切紙(美)・1通
57	〔 浅野家忌日等書付 〕	申 9.		切継紙(色美)・1通
58・59	武井嘉藤次口上之覚写( 系図・伝記・名乗書下書差出す旨 ) 全く同内容のものが2通。		武井嘉藤次/( 筆写者不明 )	切紙(美)・2通
60	〔 手当金下渡状写 〕 端裏に「於京都文久三亥年金子頂戴 写し」とあり。	( 文久 3 )6.28	浅野助九郎	切紙(美)・1通
61	〔 武井家母方先祖名乗書出 〕	4.16		切紙(美)・1通
62	〔 剥離貼紙 〕 「武井又十郎殿方上ル姓名書写し」とあり。			小紙片・1枚
63	〔 括り紙帯 〕 括られていた中身不明。墨書で「差向物 当時節別而早々相しらべ帖へ認メ可申事」とあり。			小紙片・1枚

番号	表 題	年 代	作 成	形態・数量
64	〔先祖調べ書〕			切紙(美)・1通
65	覚(判物・勤功書調べる旨)			切紙(美)・1通
66	〔浅野家系図〕 後欠か。66・67は、もと輪ゴムで括られ、「広島藩浅野家系図」と書いた紙を一緒に挟む。			切継紙(奉)・1通
67	〔浅野家系図〕 前後欠。			切継紙(奉)・1通
68	年表一覧 68～71は、もと輪ゴムで括られる。	明治 4.	群玉堂	折本(彫/摺)・1部
69	覚書 内容は、晴澄(快馬)の公的な活動(勤番等)についての覚書。	安政 7. 正. 改 裏 表紙表記)/安政 5.～元治元.(記 載期間)	晴澄	小冊・1冊
70	大光院様御廟所番心得	(安政 5.12～)	武井晴澄	小冊・1冊
71	霊神御名書 水引で綴じる。武井家先祖の名前と命日を書いたもの。			横半(美)・1冊
72	〔武井雄三郎親類書付〕 72～79は、もと輪ゴムで括られ、「雄三郎(快馬)近縁者」と書いた紙を一緒に挟む。			綴・1綴(3枚)
73	覚(武井雄三郎親類書付)			切継紙(美)・1通
74	〔武井雄三郎親類書付〕			折紙(美)・1通
75	〔剥離貼紙〕			小紙片・1枚
76	覚(武井雄三郎親類書付)			切継紙(美)・1通
77	〔武井雄三郎親類書付〕 小紙片1枚を一緒に折り畳む。			切継紙(美)・1通
78	〔山田織人家内親類等書付〕	正.	(山田織人)	切継紙(美)・1通
79	〔武井雄三郎親類書付〕 剥離した貼紙を一緒に折り畳む。	卯 8. 改		切継紙(美)・1通
80	〔祭文・誓文包入〕 包紙上書「御祭文 弔通 御誓文 弔通 誓文共」。中身は3通とも摺り物。	慶応 4. 7.28		包・1包(3通)
81	知行宛行目録 包紙あり。上書「御判物 武井雄三郎」。	安政 7. 2.28	浅野茂長 武井雄三郎との へ	縦紙(奉)・1通
82	武井之家系図伝記 82・83は、もと輪ゴムで括られる。また、82～91をさらに輪ゴムで括る。			切継紙(美)・1通
83	〔武井家歴代知行高役職等書付〕			切継紙(美)・1通
84	武井平馬晴道統系図伝記 端裏の表題の下に朱書で「差出し有之分八美濃紙帖二致し有之候事」とあり。84・85は、もと輪ゴムで括られる。また、84～87をさらに輪ゴムで括る。	文化 3.10. 朔	武井平馬	縦継紙(大美)・1通
85	〔武井平馬以後系図伝記〕			縦継紙(美)・1通
86	武井又十郎延晴系図伝記 端裏に「武井又十郎 武井八左衛門」とあり。	正徳 6. 4.16	武井又十郎	縦継紙(大美)・1通
87	武井之家系図伝記(写) 端裏に「明治三年午十二月武井司馬太方系図借用要々写し置」とあり。	明治 3.12. 写		縦継紙(美)・1通
88	〔武井八左衛門姓名書写〕 端裏に「巳六月廿二日差上ル写武井八左衛門殿姓名書写」とあり。	巳 6.22		縦切紙(美)・1通
89	〔武井又十郎姓名書写〕			縦切紙(美)・1通
90	〔武井嘉藤太姓名書写〕			縦切紙(美)・1通
91	血伝記 内容は、始祖の某から忠晴までの武井家系図。	寅 8.	十一世孫武井晴澄	小冊・1冊